

## ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し民主的な政治体制の早期回復を求める意見書

我が国は、ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）に対し、政府開発援助（ODA）を通じ、民主化や経済発展のための取り組みを全面的に支援してきました。このような中、昨年2月1日に発生したミャンマー国軍による軍事クーデターは、同国の民主化への努力と期待を踏みにじるものです。

また、クーデター以降、国際社会の度重なる呼びかけにもかかわらず、国軍及び警察による暴力によって、多数の死傷者、拘束者及び避難民が発生している状況は断じて受け入れ難く、強く非難するものである。この事態に対し、人間の安全保障を外交の柱とする我が国は、ミャンマーに対する最大の援助国である立場を生かし、国際社会とも連携しながら、ミャンマー国民の自由と人権を取り戻すための取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

よって、国においては、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

- 1 ミャンマーにおける軍事クーデターを強く非難し、自らの自由と人権、民主主義を取り戻すために声を上げ行動を続けているミャンマー国民と共にあることを表明すること。
- 2 ミャンマー国軍指導部に対し、民間人への残虐行為の即時停止、アウン・サン・スーチー国家最高顧問を始めとする不当に拘束された国内外の人々の即時解放、人権及び人間の安全保障の尊重、民主的な政治体制の早期回復を強く求めること。
- 3 国際社会とも連携し、あらゆる外交資源を駆使して、これらの事項の速やかな実現に全力を尽くすとともに、被害を受けた少数民族や避難民に対する緊急支援の提供、ミャンマー国軍に対する武器輸出禁止に向けて取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年3月22日

塩 尻 市 議 会